

民間協力団体の共同事業「東日本大震災 被災地における女性の悩み・配偶者からの暴力相談事業」を実施することとした。宮城県では、平成23年9月1日から、共同参画社会推進課内に「東日本大震災 心の相談ホットライン・みやぎ」を開設し、通話料無料の電話相談を開始した。平成23年9月から26年3月末までに、5267件の相談を受けた。

共同参画社会推進課職員

「発災後しばらくして、内閣府から『岩手、宮城、福島』の3県それぞれに男女共同参画に関する相談窓口を設置することになった。協力してほしい」という内容の連絡が入りました。そしてすぐに、内閣府男女共同参画局と



DV相談ナビカードと利用イメージ 出典：内閣府ウェブサイト

きも多く、男性からの相談を女性相談員が受けるようになっていきました。その結果、女性相談員の意識にも変化が出てきて、『男性にも悩みがあったんですね』という声が聞かれるようになりました。女性相談員が、男性の心理に触れることができたのは、意義のあることだったと思います」

様々な課題が浮き彫りに

平成24年6月～12月

東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査の実施

県は、防災・復興分野での男女共同参画の推進状況等を把握し、被災者支援や避難所運営等に関する今後の取組に男女共同参画の視点を取り入れていく基礎資料とするため、平成24年6月から、県内35市町村に対し、東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査を実施した。報告書の中では以下が課題としてまとめられた。

- 防災・復興分野への女性の参画の重要性について認識が高まった。今後は、防災・復興関連の様々な政策・方針決定過程への女性の参画を促進する工夫が重要。
- 「避難所運営マニュアル」や「災害時備蓄物資」については、女性をはじめ地域の多様な生活者のニーズや避難所生活の長期化への対応を想定し、より地域の実情に即したものにするための工夫が必要。
- 避難所運営では、災害時要援護者の対応を行った市町が多くあった一方、女性や子育て家庭のニーズという面では、避難所ごとの対応となった。女性責任者やリ

の相談窓口の設置に向けた調整が始まりました。共同参画社会推進課では、それまで国の機関と連携して事業を実施することがなかったことで、『こうしたらいいんだろう』とすごく悩んだ記憶があります」

「内閣府からは、県が直接事業を実施するのはなく、内閣府と民間団体の委託契約により事業を実施するので、実施主体となり得る団体を探して橋渡しをしてほしいと言われていました。相談窓口を一刻も早く立ち上げるための手法だったのだと思います。今では当たり前前の官民連携ですが、当時はあまり事例がありませんでした。当課では早速、相談業務を受託してただけそうな団体を探し始めましたが、心当たりすら、ありませんでした。相談事業の運営、相談員のシフト管理、かかった経費の支払いなど、業務は多岐にわたったりかつ困難なものになると想像されました。団体の本来業務を維持しながら受託業務的の確に実施するとなるとそれなりのマンパワーも必要です。比較的規模が大きい外郭団体などにお声掛けしましたが、受け手はなかなか見つかりませんでした。折しも『DV』という言葉が認知され始め、配偶者や恋人など親密な関係にある人から振られる暴力が社会的な問題になっていった頃でした。DV被害女性の支援のための活動を行っている団体から『相談事業にはぜひとも関わりたいが、国の事業を受託することに不安がある』とのお話を頂きました。大変ありがたいお話で、県もできる限りサポートしますのでと言って、事業を受けていただきました」

「市町にも相談窓口を設置することになり、内閣府と市町の間に入つての調整が多くありました。市町を訪問して『相談窓口を開設し

ーダーシップの取れる女性がいれば避難所は、細やかな運営がなされたことが多いことから、女性の防災リーダーの育成やふだんからの男女共同参画の推進が重要。

共同参画社会推進課職員

「共同参画社会推進課に異動してきたときは、男女共同参画が必要だということは漠然と分かっていたのですが、具体的にどこでどう必要なのかまでは良く分かりませんでした。ですが、この『男女共同参画の状況調査報告書』を読んで、『避難所に更衣室がなかった』『トイレが遠くて行きづらかった』『授乳室がなかった』『女性用品の準備がされていなかった』『生活用品の配布のときにもらいに行きづらかった』など、具体的な課題が記載されていたため、問題の在りかと男女共同参画の必要性が自分の中で明らかになりました」

男女共同参画を広く一般に周知

平成25年～平成26年

リーフレットの作成と実践講座の開設

平成25年5月、内閣府は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を発表した。これは、男女共同参画の視点から、災害時に必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の指針として、以下七つの基本的な考え方が示された。

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 「主体的な担い手」として女性を位置づける

てくれませんか」とお願いしましたが、必要性を感じていて快諾いただいたところもあれば、手いっぱいであるところではないという市町もありました。震災前、共同参画社会推進課では市町村との関係があまりなかったのと、市町村側の男女共同参画担当課がはつきりしていなかったこともあって、連絡をとるにもどこにとればいいのか分からないところから調整が始まったので、大変でした」

「保健福祉部であれば福祉事務所や保健所といった出先機関がありますが、共同参画社会推進課に出先機関はありません。内閣府から『DVなどの被害が絶対あるので、先行して相談カード（相談窓口の電話番号が記載されたカード）を市町村や避難所に置いてください』という依頼がきましたが、出先機関がないので、課員が直接市町村に向いて置いてきました。保健所に電話をして、『女性の問題に関する相談カードを置ける場所はありますか』と聞いたところ、『保健所業務が多忙で対応は難しい』とのことだったので、自分たちで避難所や仮設住宅の集会所に置いて回りました」

「発災後の男女共同参画の取組の中で、一番重要だったのは、相談事業だったと思います。内閣府の男女共同参画局暴力対策室に対し、全国の女性団体から、『必ずDVや性犯罪といった問題が起こる』『女性の貧困への対応が必要』『相談事業を実施すべき』という申入れがあつて、内閣府が始めた事業です。事務局となつて派遣調整を行ったのは、内閣府から委託を受けた大阪府の男女共同参画推進財団です。その結果、全国の女性団体が被災地に相談員を派遣してくださりました」

- 3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
- 6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部署の役割を位置づける
- 7 災害時要援護者への対応との連携に留意する

また、平成25年6月には災害対策基本法が改正され、避難所における生活環境の整備（第86条の6）が規定された。この法改正を受け、市町村が避難所における良好な生活環境を確保する

「男性にも悩みがあったんですね」

平成23年9月

男性からの相談への対応

相談事業に関して、岩手県、福島県は女性のみを対象としたが、宮城県は、月に2回程度、男性を対象とした相談窓口を設けることとした。平成23年度の男性からの相談の割合は全体の約3割、平成24年度以降も2割程度を占めた。

共同参画社会推進課職員

「DV加害者は、自身の悩みやストレスが原因で相手に対して暴力をふるってしまふことがあるといわれています。このことから、県では平成22年度から、男性の相談窓口も設置していました。『被災地における女性の悩み・配偶者からの暴力相談事業』では、男性の相談窓口の設置は想定されていませんでしたが、宮城県では、それまでの経緯も踏まえ男性の相談窓口も設置することにしました。この相談事業では、全国の関係団体から派遣された女性相談員に約2週間交代で電話相談対応に当たっていたことになっていました。男性が、相談事業の準備会議では『ふだん、女性からの相談しか受けたことがないので、男性からの相談は受けたくない』『男性とは話したくない、そもそも男性に悩みがあるのか？』などの意見で紛糾し、一旦休憩となったことが強く記憶に残っています。そこで、男性からの相談対応は県が以前から委託していた男性相談員をお願いすることにして、女性相談員が男性からの電話を取った場合は男性相談員に代わるというルールを作りました。実際の相談業務では、男性相談員が不在のときや、電話を代わるタイミングがないと

際に参考となるよう、内閣府は「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、同年8月に公表した。

県は、国のこうした動きを受け、『男女共同参画・多様な生活者の視点』『自助・共助の視点』から防災・減災のポイントについて、広く一般県民に周知するため、平成25年11月、リーフレット「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき」を作成、公表した。また平成26年1月からは、同手引書の活用方法を紹介するとともに、「男女共同参画・多様な視点」からの防災対策実践講座」を開設し、有識者による講演を行った。同講座は令和2年までの間に46回開催された。

もし大規模災害が起きて、避難所での生活となったら...

万が一大きな災害が起きて避難所生活となった場合、互いに助け合いながら安全に安心して生活を送ることができるように、男女のニーズの違いや妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人など多様な被災者の視点に配慮することが必要です。

避難所を開設するときはプライバシーや安全・安心な空間を確保しましょう

- 開設当初から設置しましょう
 - ☐授乳室
 - ☐男女別トイレ
 - ☐物干し場
 - ☐更衣室
 - ☐栄養スペース
 - ☐教護室
- ※昼夜問わず、女性も子どもも安心して使用できる場所に設置しましょう。
- ユニバーサルデザインのトイレ、高齢者等のための洋式トイレや簡易ベッドの準備も必要です。
- 妊産婦や乳幼児・高齢者・障害者のいる世帯、単身女性や女性のみで世帯など、被災者の状況に応じて、小部屋やパーティション等でエリアを設定するなど安全・安心な空間を確保しましょう。
- 妊産婦や乳幼児、高齢者等の健康に配慮し、感染症予防対策など衛生的な環境の確保に努めましょう。

男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき 出典：宮城県ウェブサイト

「上層部の理解も得られない」と断られるケースが多かったです。それでも、男女共同参画が必要との意識は徐々に浸透していて、例えば富谷市は審議会など委員の女性比率が全国トップクラスですし、柴田町議会では女性議長さんも誕生しました。また、ある自治体からは、「男女共同参画に関する計画を策定するために今年度は人員を確保しました」との報告を受けたこともありました」

災害対応の経験から 学んだこと

宮城県にも男女共同参画センターを

共同参画社会推進課職員

「宮城県は男女共同参画センターがない、全国的にも数少ない県です。普及啓発事業をやっているところになったとき、センターがあれば『こういう講師がいる』といった知識やノウハウをもっているのが、講演やイベントの実施が円滑できると思います。残念ながら宮城県にはそれがなかったので、担当課が全て自分たちでイベントを進めていかざるを得ませんでした。県の担当者はどうしても異動で変わってしまうので、ノウハウが残らない。また、災害時、センターは女性が必要な物資・支援の受付の役割も果たしており、そういった意味で男女共同参画センターがあれば良かったと感じます」

女性問題の現状を知ることができた

共同参画社会推進課職員

「震災前の共同参画社会推進課では、女性が性的マイノリティの方に関する記述を載せました。その計画に基づいて『LGBT相談』を週2回、男女共同参画相談の一部として始めました。男女という性差のみならず性的マイノリティの方にも目を向けられるようになったことは、進歩なのかなと思います」

今後の災害対応に 向けた取組等

男女共同参画基本計画の進捗管理

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条の第2項に基づき、令和4年3月から第4次宮城県男女共同参画基本計画を開始した。

第4次宮城県男女共同参画基本計画では、東日本大震災の教訓を生かし、防災・復興においても女性が主体的な担い手であることを認識し、女性をはじめ地域の多様な生活者のニーズを反映した、誰にとっても安全・安心な暮らしを確保することができるよう平時時から防災・復興の取組に男女共同参画の視点を取り入れることが求められる。今後起こりうる災害の対応においては、あらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を防災施策に反映させる必要があることから、地域防災計画の作成及びその実施を推進する県及び市町村の防災会議において女性の意見及び考えを反映できる体制づくりを図る。また、災害が発生した際の避難所の開設・運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営管理がなされるよう、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所運営マニュアルの整備を更に進めていく。

働きやすい、子育てしやすい社会づくりといったような、どちらかといえば、女性の地位向上の視点で施策に取り組んでいました。東日本大震災の発災後、様々な女性団体と関わったことで、男女共同参画とは、そういうことだけではなくて、根深いDVの問題や、女性の貧困とその家庭で育った子どもたちの問題など、多岐にわたるといって改めて気付かされました。この仕事をしていなければ、まだまだ女性が生きるのは大変だということを認識できなかったと思います。現在は、男女の性差だけではなく、更なる多様性も認めていこうという社会的な雰囲気になってきているので、少なくとも発災当時より、男女共同参画という意識は確実に高まっています。ただし、見えないところでは、まだ女性が厳しい生活を強いられている部分があるので、課題は残されていると思います」

災害現場で女性の力を もっと活用するには

共同参画社会推進課職員

「北海道胆振東部地震の際、災害の現場に要員を派遣するとき『女性がいると別に更衣室を設けないといけない』『男性だけなら雑魚寝で構わないが、女性は寝室を別にしなければいけない』などの理由から、女性の順番が後ろに回されるケースがあったと聞きました。志をもっている側、制度や設備など、派遣する側、受け入れる側に準備がないため、女性の力が活用されにくい現状があります。社会が追いついていないと感じます。その一方で、労働基準法やその省令では、女性に持たせる重量物の重量や有害物を発散する場所での業務範囲などに制限があり、女性が男性と

男女共同参画の視点での防災意識啓発事業の促進

平成25年度より継続している「男女共同参画・多様な視点での防災対策実践講座」は、令和4年度から市町村が主体となり、地域の男女共同参画の実現に向けた啓発活動を行う「市町村パートナーシップ事業」に引き継ぎ、地域の実態に即した男女共同参画視点での防災・減災の定着を促進する。

参照

記録誌等
・東日本大震災「宮城県環境生活部の活動記録」（宮城県環境生活部環境生活総務課、平成25年7月）
・東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査



同等に活動できない現状もあります。男女共同参画社会とは、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会とされています。その実現に当たっては、様々な課題があり、みんなで検討していく必要があると思います」

集客方法に工夫が必要

共同参画社会推進課職員

「男女共同参画に関するセミナーの集客の難しさを感じました。せっかく1か月2か月かけて準備したのに、ふたを開けてみたら参加者が10人だったりすると、本当にがっかりします。『男女共同参画のイベントをどうやって盛り上げられるか』というセミナーを受けたことがあり、その際、講師から『男女共同参画セミナーをやりますと言っても、くる人はほとんどいません』ときっぱり言われました。やはり集客方法に工夫が必要で、例えば『離職率ほぼゼロを達成した講師が語る会社の改革』というタイトルでセミナーをやれば、いろいろな組織の幹部が『どんな話をするのか？』と興味を持ちます。もちろん、そういう話もしますが、最後の結論として『男女共同参画で働きやすい環境を整えた結果、離職率ゼロになった』ともついでに、そのような工夫を行う必要があるのだとセミナーで学びました。セミナー参加者に男女共同参画の必要性を気づいてもらうことが、こちらとしての成果といえます。その後は、チラシのタイトルやスタイルを変えてみたり、キャッチコピーで引き付けてみたり、集客方法を工夫してみました」

当たり前を疑うことから始める

共同参画社会推進課職員

「男女共同参画とは直接的には関係がない話なのですが、私の初任地は気仙沼合同庁舎内の事務所で、勤務時間外に大地震が発生して災害対策本部の設置が決定された場合には、担当職員は港の突端の合同庁舎に行つて業務に当たることになっていました。あるとき、『地震が起きて津波が来るかもしれないのに、わざわざ津波に向かって行くのか』と会議で疑問を投げかけた人がいました。当時、その人以外は、まさかそんな危険な津波が来るとは思っていなかったと思います。男女共同参画に限らず、自分や社会が『当たり前』だと思っていることが、実は当たり前ではないかもしれないという視点で常に見直すことも大切だと思います」

女性団体や内閣府とのつながりを宝に

共同参画社会推進課職員

「やはり兵庫県の支援が宮城県の復興に大きな力になりました。彼らがいろいろな記録を残して、それを惜しみなく伝えてくださったことで、どれだけ助かったか、と思います。女性団体や内閣府とのつながりも、我々の宝になっていきますので、今後同じような大きな災害があったときには、今度は宮城県が経験を伝えるということが大事なんだと思います」

性的マイノリティに 目を向けられるようになった

共同参画社会推進課職員

「第3次男女共同参画基本計画の中で、初め

後輩たちへのメッセージ

※所属は本チームに関する業務に従事した当時のもの



共同参画社会推進課

共同参画社会推進課



共同参画社会推進課

共同参画社会推進課